

○盛岡市児童館条例（令和 8 年 4 月 1 日施行）

昭和53年 3 月25日 条例第19号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにし、地域福祉の増進を図るため、児童館を次表のとおり設置する。

名称	位置
盛岡市立青山児童センター	盛岡市青山二丁目 6 番11号
盛岡市立仙北児童センター	盛岡市東仙北一丁目 6 番27号
盛岡市立北厨川児童センター	盛岡市厨川一丁目14番 1 号
盛岡市立大新児童センター	盛岡市南青山町 6 番10号
盛岡市立川目児童センター	盛岡市東山一丁目15番 1 号
盛岡市立本宮児童センター	盛岡市本宮四丁目38番26号
盛岡市立仁王児童センター	盛岡市名須川町21番 1 号
盛岡市立山王児童センター	盛岡市山王町10番25号
盛岡市立厨川児童センター	盛岡市前九年一丁目 2 番 1 号
盛岡市立松園児童センター	盛岡市西松園二丁目18番 1 号
盛岡市立山岸児童センター	盛岡市下米内一丁目 3 番18号
盛岡市立上田児童センター	盛岡市上田四丁目 5 番18号
盛岡市立大慈寺児童センター	盛岡市茶畑二丁目16番20号
盛岡市立下太田児童センター	盛岡市下太田榊14番地22
盛岡市立加賀野児童センター	盛岡市加賀野四丁目18番56号
盛岡市立緑が丘児童センター	盛岡市緑が丘三丁目19番18号
盛岡市立桜城児童センター	盛岡市大通三丁目 8 番18号
盛岡市立杜陵児童センター	盛岡市清水町13番34号
盛岡市立みたけ児童センター	盛岡市みたけ四丁目14番36号
盛岡市立河北児童センター	盛岡市西下台町10番46号
盛岡市立高松児童センター	盛岡市上田字宇登坂長根41番地 3
盛岡市立飯岡児童センター	盛岡市下飯岡11地割321番地
盛岡市立津志田児童センター	盛岡市津志田中央二丁目11番 1 号
盛岡市立湯沢児童センター	盛岡市湯沢 6 地割54番地 1
盛岡市立月が丘児童センター	盛岡市月が丘二丁目 2 番65号

盛岡市立見前児童センター	盛岡市西見前13地割25番地 3
盛岡市立上米内児童センター	盛岡市桜台二丁目18番 5 号
盛岡市立手代森児童センター	盛岡市黒川 6 地割12番地 1
盛岡市立北松園児童センター	盛岡市北松園四丁目 1 番 4 号
盛岡市立永井児童センター	盛岡市永井18地割28番地 1
盛岡市立乙部児童センター	盛岡市乙部 8 地割 3 番地 4
盛岡市立上堂児童センター	盛岡市上堂三丁目17番10号
盛岡市立巻堀児童館	盛岡市巻堀字巻堀101番地 1
盛岡市立日戸児童館	盛岡市日戸字市の坪25番地 1
盛岡市立好摩児童館	盛岡市好摩字野中69番地85
盛岡市立生出児童館	盛岡市下田字仲平66番地 2
盛岡市立洪民児童館	盛岡市洪民字鶴塚103番地
盛岡市立土淵児童センター	盛岡市上厨川字下川原72番地 2
盛岡市立見前北児童センター	盛岡市西見前18地割17番地 1
盛岡市立向中野児童センター	盛岡市向中野五丁目10番70号
盛岡市立太田児童センター	盛岡市上太田上吉本 1 番地 1

2 児童館に次表のとおり分室を設置する。

名称	位置
盛岡市立川目児童センター築川分室	盛岡市川目第10地割78番地 1
盛岡市立厨川児童センター城西分室	盛岡市中屋敷町 1 番57号

(開館時間)

第3条 児童館の開館時間は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する児童館にあつては、指定管理者。以下第6条まで及び第8条の3から第9条までにおいて同じ。）が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(1) 次号及び第3号に掲げる児童館以外の児童館 午前9時から午後9時まで

(2) 盛岡市立巻堀児童館、盛岡市立日戸児童館、盛岡市立好摩児童館及び盛岡市立洪民児童館
(次条第2号において「巻堀児童館等」という。)

午前10時30分（盛岡市立巻堀児童館にあつては、午前8時）から午後7時（土曜日にあつては、午後6時）まで

(3) 盛岡市立厨川児童センター城西分室 午後1時（土曜日にあつては、午前8時）から午後6時30分まで

(休館日)

第4条 児童館の休館日は、次の各号に掲げる児童館の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時に開館し、又はこれら以外の日に臨時に休館することができる。

(1) 次号及び第3号に掲げる児童館以外の児童館 12月30日から翌年の1月3日までの日

(2) 巻堀児童館等 次に掲げる日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

(3) 盛岡市立厨川児童センター城西分室 次に掲げる日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月30日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

(児童館の使用)

第5条 児童館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、児童館の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、前項の許可をしないものとする。

(1) 他の使用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、児童館の管理及び運営上適当でないとき。

3 市長は、児童館の管理及び運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、児童館の管理及び運営上必要があると認めた場合又は前条第1項の許可を受けた

者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは児童館からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(3) 前条第1項の許可を受けた後において同条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 前条第3項の条件に違反したとき。

(禁止行為)

第7条 使用者は、児童館において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売その他の商行為をすること。

(2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配布すること。

(3) 特定の政治運動又は宗教活動をすること。

(使用料)

第8条 児童館の使用料は、無料とする。ただし、盛岡市立巻堀児童館及び盛岡市立生出児童館の利用者のうち就学前の児童の扶養義務者から当該児童1人につき月額6,000円の使用料を徴収する。

2 月の途中において入所し、又は退所した場合における当該月の使用料の額は、使用料の月額を25で除して得た額に、当該月における在所の日数（休館日の日数を除き、在所の日数が25日を超える場合は、25日）を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 使用料は、納入通知書により、毎月徴収する。

(利用料金)

第8条の2 指定管理者が管理する児童館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、前条の規定は、適用しない。

2 利用料金の額は、前条第1項の使用料の額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 前条第1項ただし書の扶養義務者は、毎月利用料金を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第8条の3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料（指定管理者が管理する児童館にあつては、利用料金。次条において同じ。）を減免することができる。

(使用料の不還付)

第8条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により児童館を使用することができなかつたときその他特別の理由があると市長が認めたときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第10条 児童館の管理は、指定管理者に行わせるものとする。ただし、次条第1項の申請がなかつたとき又は同条第2項に規定する審査の結果、指定できるものがなかつたときは、この限りでない。

(指定管理者の指定の手続)

第11条 児童館の管理について、法第244条の2第3項の規定による指定を受けようとするものは、市長が定める期限までに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をし

たものに通知するものとする。

- (1) 市民の平等な使用が確保されること。
- (2) サービスの向上が図られること。
- (3) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (4) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

(指定等の告示)

第12条 市長は、前条第2項の規定により指定管理者の指定の通知をしたとき又は法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

(変更の届出)

第13条 指定管理者は、その名称、住所その他市長が定める事項に変更があつたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の名称又は住所の変更の届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者による管理の基準)

第14条 指定管理者の行う児童館の管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) 法、この条例及びこの条例に基づく規則等の規定に基づき、適正に管理すること。
- (2) 取得した個人情報に適正に管理すること。

(指定管理者の業務)

第15条 児童館の管理に係る指定管理者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条ただし書の規定に基づき、開館時間を変更すること。
- (2) 第4条ただし書の規定に基づき、臨時に開館し、又は休館すること。
- (3) 第5条第1項の許可を行うこと。
- (4) 第5条第2項の規定に基づき、同条第1項の許可をしないこと。
- (5) 第5条第3項の規定に基づき、同条第1項の許可に条件を付すること。
- (6) 第6条の規定に基づき、第5条第1項の許可を取り消し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止若しくは児童館からの退去を命ずること。
- (7) 児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすること。
- (8) 施設及び設備の維持管理に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、児童館の管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第1号又は第2号の行為を行おうとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

3 指定管理者は、第1項第4号から第6号までのいずれかの行為を行おうとするときは、あらか

じめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、同様とする。

(事業報告書の提出)

第16条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況
- (2) 使用者の数
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他市長が必要があると認めた事項

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、児童館の管理に関し必要な事項は、市長が定める。